

千葉県花見川区選挙管理委員会告示第12号

令和3年3月21日執行の千葉県知事選挙における公職選挙法（昭和28年法律第100号）第62条第2項、第4項又は第5項の規定によるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定める。

令和3年3月4日

千葉県花見川区選挙管理委員会委員長 市原 弘

区 分	場 所	日 時
公職選挙法 第62条第 2項の規定 によるくじ	千葉県花見川区役所内 千葉県花見川区 選挙管理委員会事務局	令和3年3月18日 午後5時15分
公職選挙法 第62条第 4項の規定 によるくじ	千葉県花見川区役所内 千葉県花見川区 選挙管理委員会事務局	令和3年3月18日 午後5時20分
公職選挙法 第62条第 5項の規定 によるくじ	千葉県花見川区役所内 千葉県花見川区 選挙管理委員会事務局	事実発生の都度